

診療科長等に欠員が生じた場合の取扱いに関する申合せの一部を改正する申合せを次のとおり定める。

(令和8年4月1日病院運営委員会申合せ)

診療科長等に欠員が生じた場合の取扱いに関する申合せの一部を改正する申合せ

診療科長等に欠員が生じた場合の取扱いに関する申合せ（平成19年病院運営委員会申合せ）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>○診療科長等に欠員が生じた場合の取扱いに関する申合せ 平成19年4月11日 病院運営委員会申合せ</p> <p>1 診療科長が欠員となった場合の取扱い 診療科長が定年退職，辞職等により欠員となった場合には，その欠員となっている期間は，当該診療科の副科長がその職務を代行する。<u>ただし，副科長が欠員のときは，病院長の指名する診療科の科長がその職務を代行する。</u></p> <p>2 臓器別診療科長が欠員となった場合の取扱い 臓器別診療科長が定年退職，辞職等により欠員となった場合には，その欠員となっている期間は，<u>当該臓器別診療科の臓器別診療副科長</u>がその職務を代行する。<u>ただし，当該臓器別診療副科長が欠員のときは，病院長の指名する臓器別診療科の科長がその職務を代行する。</u></p> <p>附 則 <u>この申合せは，令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】 病院組織の管理体制の整備を図り，もって，大学病院の円滑な運営を図るため，所要の改正を行うものである。</p>	<p>○診療科長等に欠員が生じた場合の取扱いに関する申合せ 平成19年4月11日 病院運営委員会申合せ</p> <p>1 診療科長が欠員となった場合の取扱い 診療科長が定年退職，辞職等により欠員となった場合には，その欠員となっている期間は，当該診療科の副科長がその職務を代行する。</p> <p>2 臓器別診療科長が欠員となった場合の取扱い 臓器別診療科長が定年退職，辞職等により欠員となった場合には，その欠員となっている期間は，前項の診療科の副科長がその職務を代行する。</p>

